

議員提出議案第1号

議会の議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する
条例の一部を改正する条例の設定について
議会の議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例の一
部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和3年（2021年）3月22日提出

豊中市議会議員

白 岩 正 三

今 村 正

高 木 公 香

出 口 文 子

吉 田 正 弘

（提案理由）

議会の議員の議員報酬及び期末手当の減額特例措置の適用期
間を延長するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

議会の議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例（令和2年豊中市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
議会の議員の議員報酬の月額は、令和2年5月1日から令和3年4月30日までの間、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年豊中市条例第18号）第2条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれその100分の5に相当する額を減じた額とする。	議会の議員の議員報酬の月額は、令和2年5月1日から令和4年4月30日までの間、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年豊中市条例第18号）第2条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれその100分の5に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。